

指定医療機関の届出事項一覧

届出を要する事項	※指定申請書	変更届	廃止届	休止届	その他
・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション（以下「医療機関等」という。）が新たに生活保護法等による指定を受ける場合	○				
・医療機関等で指定の有効期間が切れる場合	○				
・開設者（事業者）が変わった場合 （法人⇔個人、親⇔子、A法人⇔B法人 等） ・医療機関の種別が変わった場合 （病院⇔診療所 など）	○		○		
・改築・移転等で医療機関等の所在地が変わった場合（医療機関コードの変更を伴う場合）	○		○		
・医療機関等の名称、地番が変更になった場合 ・開設者の住所が変更になった場合 ・開設者（法人）の名称が変更になった場合 ・医療機関等の管理者が変更になった場合 ・医療機関等の管理者の姓・住所が変更になった場合		○			
・開設者が死亡した場合 ・開設者が業務を廃止した場合			○		
・医療機関等を休止する場合				○	
・休止していた医療機関等を再開する場合					再開届
・医療機関等が医療法等による処分を受けた場合					処分届
・生活保護法等による指定を辞退する場合 ・保健医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業所でなくなる場合					辞退届 ※30 日以上の 予告期間が必要

※ 指定申請書を提出する場合は、必ず「誓約書」も併せて提出してください。

（注）

- ・変更、廃止、休止及び再開の場合は、10 日以内に届出を行ってください。
- ・法人の代表のみの変更については届出の必要はありません。
- ・診療科の変更や追加については届出の必要はありません。

ただし、病院等で歯科を増設する場合は、歯科の指定区分が異なっているため、指定申請書を提出してください。